
保 健 相 談

動 向

平成18年度は医療制度改革関連法が成立し平成20年度からの「特定健診・特定保健指導」施行に向けて国の検討が進み、暫定版、確定版が出され、それを受けた実施方策に関する検討会等の結果に揺れ動いた年であった。国の動きを受け、協会内でもプロジェクトチームを立ち上げ、特定健診や指導効果の保証された特定保健指導のメニュー化等について検討を進めた。また、積極的支援につながる、生活習慣病外来で行っている個別健康支援プログラムの実施結果を学会と研究会に発表、評価された。

産業保健分野では、平成18年度は新たに過重労働・メンタルヘルス対策に対応した保健相談事業に取り組んだ。

I. 保健相談事業

保健師による二次渉外（業務部に保健師同行）は、事業所における健康管理支援の保健相談業務の企画からの支援と「標準的な健診・保健指導プログラム」等の市町村や健保組合の担当者への説明等を積極的に行った。問合せ51、同行渉外16、契約成立は5（短期契約1、健康教育4）であった。

（1）年間契約保健相談（28団体）

事業場の安全衛生管理体制や健康問題に応じて協力する。とくに産業医との連携、衛生管理者・看護職・衛生担当者・安全衛生委員会との相互理解をはかり、衛生管理活動の推進に協力する事を重視している。昨年度からモデル事業として行っている大規模事業場の健診時面接では、健康診断時に全員面接し生活習慣病予防を行なうというスタイルが定着したが、事業場の健診システムの変更により健診時面接の人数は減少した。

（2）短期契約保健相談（34団体）

短期契約は、事業場の健康管理担当者と連携し、健康診断結果を基にした事後指導と心身の健康づくりを重視した保健相談が主である。

平成18年度はストレス調査票を活用した全員面接による保健相談と過重労働対応保健指導の受託が増加した。

（3）健康増進活動（THP）

健康の保持増進を目指しており、保健・栄養・運動・ストレス等保健行動のセルフコントロールを重視した健康指導である。社員数の減少等があり、平成18年度は3団体61人であった。

（4）労災二次健診特定保健指導

労災保険による二次健康診断は生活習慣病外来の中で実施、脳血管疾患又は心疾患の発生の予防を図るための特定保健指導を実施した。小規模事業所からの受診者が多くメタボリックシンドロームの用語の浸透もあり年々増加している。（150人）

II. 健康教育活動

個別健康教育（高血圧・高脂血症・耐糖能異常・禁煙プログラム）の生活習慣病外来での実施の実績をもとに生活習慣病予防の保健指導プログラムの事業化をすすめた。その結果、特定健診・特定保健指導の外部支援機関の立場として研修会や研究会等の講演・シンポジストの依頼や見学の依頼が増加した。

III. 協会施設内保健相談

施設内保健相談は保健相談事業（生活習慣病予防やストレス調査票を使った健康診断時の面接）と協会受診者の健診結果についての問い合わせや、生活習慣の改善方法についての相談、事業所担当者からの健康管理に関する質問等に対応する相談窓口の常設（定例外保健相談）を充実させた。

人間ドックは個人受診者への対応を図り10月にコーディネーター制を導入、保健師業務を移行した。施設内での特定健診・特定保健指導の実施に向けたシステムと体制の整備を重点的に進めた。

外来の保健指導は生活習慣病外来での個別健康支援プログラムの実施とチームで予防を目指した糖尿病外来の保健指導と管理栄養士による栄養指導体制の充実を図った。

神奈川からがんをなくす会（ACクラブ）は会員制のがん検診であり、定期的ながん検診と保健相談、事後フォロー等個別対応を重視して実施した。

関係の集計表は154頁に掲載
